

山口学薬発 第21号
平成23年9月15日

支部長各位

山口県学校薬剤師会
会長 西村正広

山口県学校保健連合会表彰について（依頼）

謹啓 秋冷の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、山口県学校保健連合会では、平成24年1月12日（木）開催予定の山口県学校保健研究協議大会の中で、下記の「山口県学校保健連合会表彰」の規程に基づき、山口県学校保健連合会表彰を行います。

つきましては、山口県学校薬剤師会では、1名を推薦いたしますので、各支部からの推薦をお願いいたします。

謹白

記

1. 推薦方法

山口県学校保健連合会表彰に関する規程による（別紙）

2. 提出内申書

様式2「学校保健功労者表彰内申書」

3. 提出期限

平成23年10月19日（水）必着

4. 提出先

〒753-0814 山口市吉敷下東3丁目1番1号

山口県総合保健会館 4F

山口県薬剤師会内 山口県学校薬剤師会

TEL 083-922-1716

FAX 083-924-7704

以上

表彰に関する規程

山口県学校保健連合会

1 趣 旨

本県における学校保健活動の推進を目的として、当該分野における研究的な取組を継続して実践し、顕著な成果を収めた個人及び団体を表彰する。

2 対 象

本表彰は、次のものを対象とする。

- ① 学校保健を担当する個人
 - ア 教職員
 - イ 学校医、学校歯科医又は学校薬剤師
 - ウ 行政担当職員
- ② 学校保健活動を実施する団体
 - ア 地区学校保健会
 - イ 地区学校保健会への協力団体

3 基 準

本表彰は、次の基準に基づき選考する。

- (1) 学校保健に関する研究及び実践が多年にわたり継続し、その成果が顕著であること。
- (2) 研究の成果が学校保健に係る課題の解明に貢献し、その発展に寄与したものであること。
- (3) その他、表彰審査委員会が適当と認めて推挙するものであること。

4 被推薦者数

本表彰における各年度の被推薦者数は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|-----|
| ① 地区学校保健会 | 各 1 |
| ② 地区学校保健研究会（小・中・高教研等） | 各 1 |
| ③ 保健主任会 | 1 |
| ④ 養護教諭会 | 1 |
| ⑤ 学校栄養士会 | 1 |
| ⑥ 県医師会、県歯科医師会及び県学校薬剤師会 | 各 1 |

5 審 査

本表彰の審査に当たっては、次の各項を考慮する。

- (1) 各年度の表彰対象数は10程度とすること。
- (2) 組織活動については、10年以上の実績があること。
- (3) 研究実践活動については、共同研究又は地区研究とし、個人的なものも含むこと。
- (4) 学校保健担当については、分野及び地域を考慮し、偏重を避けること。

6 表彰の手順

本表彰の手順は、次のとおりとする。

- (1) 前年度までの研究実践の成果に基づき、地区学校保健会及び学校保健推進協力団体が推薦する。
- (2) 山口県学校保健連合会においては、全県的立場から推薦する。
- (3) 山口県学校保健連合会長は、表彰審査委員会を設け、上記(1)及び(2)により推薦された個人又は団体を審査する。
- (4) 表彰は、山口県学校保健研究大会の開会行事において行う。
- (5) 審査及び表彰の時期は、次のとおりとする。
 - ① 推薦期間（地区審査を含む。） 9月～11月
 - ② 審査期間 11月～12月
 - ③ 表彰審査委員会の設置・審査 11月～12月
 - ④ 表彰 1月

7 表彰審査委員会の構成

表彰審査委員会は、次の者をもって構成する。

- ① 山口県学校保健連合会長及び副会長
- ② 山口県学校保健連合会理事
(学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保健主任、養護教諭及び学校栄養士の代表各1名)
- ③ 山口県教育委員会（学校安全・体育課長及び同課こども元気づくり班員）

8 附則

- (1) 本規程は、平成16年9月24日から施行する。
- (2) 本規程は、平成18年6月1日から施行する。
- (3) 本規程は、平成19年6月7日から施行する。

学校保健功勞者表彰内申書

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日(満 年 か月)			
現在の主たる 職 業		その他の 職 業				
現住所						
最終学歴						
功績事項						
職 歴	期 間	職 名	勤務先	期 間	職 名	勤務先
	年 月から 年 月まで			年 月から 年 月まで		
賞罰事項						
内申者の意見						

平成 年 月 日

山口県学校保健連合会長 様

内申者

印